

笠岡市人事行政の運営等の状況を公表します。

笠岡市の人事行政の運営等について、市民の皆さんへの透明性を高め、信頼性を確保するため、次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移（各年4月1日現在）

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
職員数	651人	631人	620人	601人	593人	581人	580人	571人
対前年	-31人	-20人	-11人	-19人	-8人	-12人	-1人	-9人

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）

部 門	区 分	職 員 数						対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般								
	議 会	7	7	7	7	7	7	0	
	総 務	77	74	77	81	81	79	-2	事務の統廃合・縮小
	税 務	21	21	21	21	20	20	0	
	労 働	2	2	2	2	2	2	0	
	農林水産	21	21	22	20	17	17	0	
	商 工	2	2	2	2	3	4	1	業務量の増加
	土 木	44	43	41	39	42	43	1	業務量の増加
	民 生	87	86	81	79	75	76	1	業務量の増加
	衛 生	52	49	49	46	46	43	-3	欠員不補充
計	313	305	302	297	293	291	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.85人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 57.74人)	
門	教 育	83	82	83	82	83	83	0	業務量の増加
小 計	396	387	385	379	376	374	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.21人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.49人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	159	150	144	140	141	134	-7	退職による職員減
	水 道	17	16	16	17	16	16	0	
	下 水 道	21	20	20	19	18	18	0	
	そ の 他	27	28	28	26	29	29	0	
	小 計	224	214	208	202	204	197	-7	
合 計	620	601	593	581	580	571	-9	人口1万人当たり職員数 105.67人	

※派遣職員等の計上方法が異なるため、他表の職員数と差がある場合があります。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	19人	35人	36人	60人	96人	76人	75人	50人	73人	48人	3人	571人

(4) 職員の採用及び退職等の状況（平成22年4月2日～平成23年4月1日）

区 分	採 用	退 職	一部事務 組合派遣	一部事務組 合派遣解除	計
一般行政職	7人	7人	3人	2人	-1人
技能労務職	0人	1人	0人	0人	-1人
教 育 職	3人	4人	0人	0人	-1人
医 療 職	5人	11人	1人	1人	-6人
計	15人	23人	4人	3人	-9人

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成22年4月1日～平成26年4月1日における定員適正化計画の数値目標

平成22年4月1日 普通会計職員数	平成26年4月1日 普通会計職員数	純減数	純減率
人	人	人	%
376	366	10	-2.7

(参考) 第6次笠岡市行政改革大綱における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成22年4月1日	平成26年4月1日	普通会計の職員数 380人

②定員管理の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	22年	23年	22年～23年	(参考)
		1年目	2年目	計	数値目標
普通会計	職員数	376	374	—	366
	増減		-2	-2	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	204	197	—	—
	増減		-7	-7	
計	職員数	580	571	—	—
	増減		-9	-9	

(注) 1 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては1年目からの累計の職員増減数を示す。
2 参考の数値目標は、定員適正化計画の数値目標です。

2. 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（平成22年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 21年度の人件费率
22年度	人	千円	千円	千円	%	%
	54,036	22,145,067	486,669	3,320,045	15.0	16.2

※人件費には、市長・議員などの給与、報酬を含んでいます。

②職員給与費の状況（平成22年度普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	375	1,476,956	204,619	519,953	2,201,528	5,870	5,959

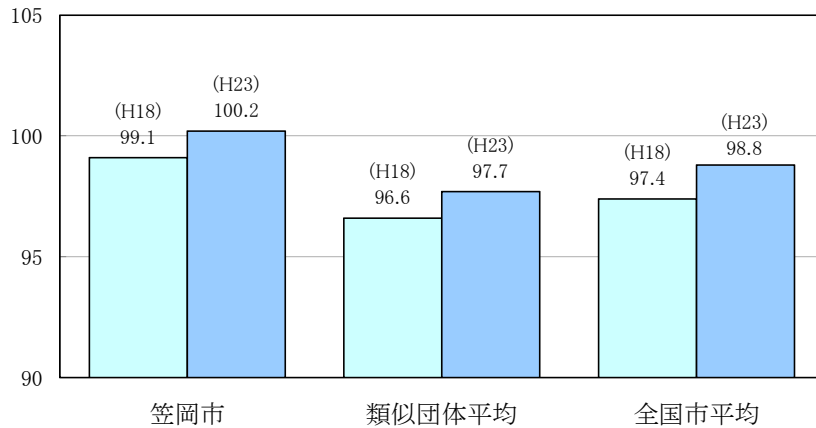
※職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、管理職手当などです。(退職手当を除く)

※職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

③特記事項

- 給料及び期末手当の減額 …… 市長10%、副市長7%、教育長5%
- 退職手当の減額 …… 市長・副市長・教育長各5%

④ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

a. 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠岡市	42.4 歳	337,734 円	391,749 円	378,176 円
岡山県	42.7 歳	311,130 円	395,015 円	340,809 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.7 歳	332,547 円	401,218 円	362,919 円

b. 技能労務職

区分	公務員				民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
笠岡市	44.9 歳	52 人	313,138 円	354,406 円	330,474 円	—	—
うち清掃職員	43 歳	23 人	307,927 円	379,968 円	332,984 円	廃棄物処理業従事員	44.6 歳 290,600 円
うち調理員	46.3 歳	25 人	314,972 円	331,192 円	325,548 円	調理士	44.8 歳 220,300 円
岡山県	50.8 歳	144 人	332,306 円	389,742 円	355,584 円	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—
類似団体	48.9 歳	46 人	313,183 円	347,693 円	329,465 円	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (A)	民間 (B)	A/B
笠岡市	—	—	—
うち清掃職員	5,841 千円	4,035 千円	1.45
うち調理員	5,262 千円	3,065 千円	1.72

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～22年の3年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(A)」及び「民間(B)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

c. 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠岡市	40.7 歳	331,596 円	362,638 円
岡山県	44.5 歳	356,179 円	391,574 円
類似団体	43.0 歳	326,746 円	354,793 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		笠岡市	岡山県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	184,000 円 (171,120)	172,000 円
	高校卒	149,800 円	147,100 円 (136,803)	140,100 円
技能労務職	高校卒	149,800 円	147,100 円 (136,803)	—
	中学卒	135,600 円	131,300 円 (122,109)	—

※（）内は給料削減後の額です。

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	273,400 円	310,200 円	350,100 円
	高校卒	237,400 円	281,000 円	318,400 円
技能労務職	高校卒	237,400 円	281,000 円	318,400 円
	中学卒	215,500 円	258,200 円	295,500 円

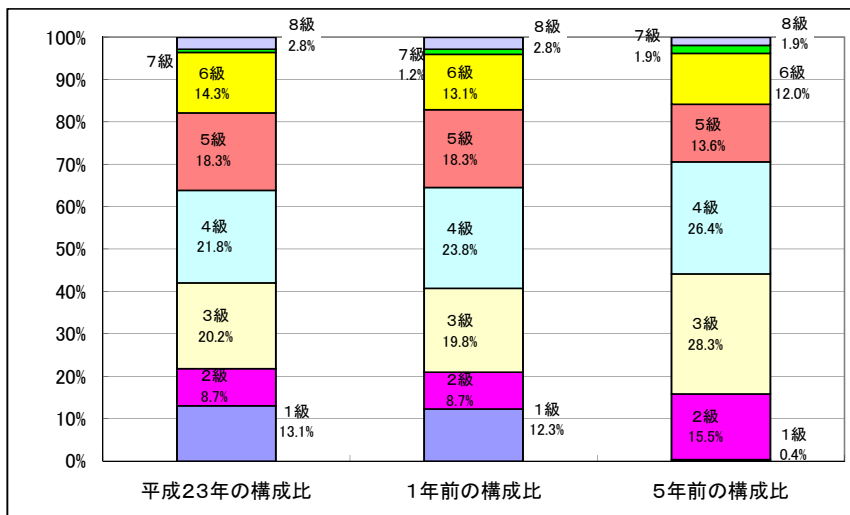
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・技師補	33 人	13.1 %
2 級	主事・技師	22 人	8.7 %
3 級	主任主事・主任技師	51 人	20.2 %
4 級	副統括	55 人	21.8 %
5 級	統括	46 人	18.3 %
6 級	課長・参事	36 人	14.3 %
7 級	次長	2 人	0.8 %
8 級	部長	7 人	2.8 %

(注) 1 笠岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に給料構造を変更するとともに、一職一級制としている。

② 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評価は行っているが、現在のところ、勤務成績の昇給への反映は行っていない。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

笠岡市	岡山県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,387 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,532 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.70 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

勤務評価は行っているが、現在のところ、勤務実績の勤勉手当への反映は行っていない。

② 退職手当 (平成23年4月1日現在)

笠岡市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2~20%加算) (退職時特別昇給 制度なし) 1人当たり平均支給額 0 千円 25,338 千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		1,828 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		261 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
岡山市	3 %	5 人	3 %
大阪市	15 %	1 人	15 %
東京都のうち特別区	18 %	1 人	18 %

④ 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		6,753 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		112,552 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		16.0 %	
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変死体処理手当	業務従事職員	変死者の死体処理に 従事 死体処理に直接従事 検視立会のみ	1体6000円 1回2000円
感染症防疫従事手当	業務従事職員	感染症患者又は感染症の病原体に汚染され、 若しくは汚染された疑いのある物件に接触し防 疫に従事	1回500円
用地交渉手当	業務従事職員	庁外において、勤務時間外に1時間以上公 用地等の取得若しくは補償、又は土地区画整理 法に基づく換地計画の実施に関し、当該権利者 と直接面接して折衝事務に従事	日額1000円
応急復旧作業従事手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に応急復旧作業に直接従事	1時間400円
庁外収納手当	業務従事職員	庁外において、市税その他徴収金の収納事務 及びその他税務事務に従事した職員	日額200円
医療手当	医師	真鍋島診療所で医療に従事	月額 給料月額の40%以内
生活保護業務手当	社会福祉事務所に勤務する職員 (ケースワーカー)	社会福祉事務所に勤務する職員で、生活 保護法に定める現地事務に庁外で従事	日額200円
財産差押引揚手当	業務従事職員	市税その他徴収金の滞納による財産差押え又 は財産差押え物件の引揚げに現地で直接従事	1世帯1000円
入所者死体処理手当	業務従事職員	恵風荘の入所者の死体処理に従事	1体2000円
清掃業務職員手当	業務従事職員	直接し尿又はごみの処理に従事	日額1250円
非常時配備手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に注意、警戒及び非常災 害体制の要員として勤務時間外に非常配置	1回1500円
現場作業手当	業務従事職員	交通遮断しない道路上、海上、山上において、 工事の指導、監督、検査又は市有物件等の境 界立会若しくは現場作業に従事	日額150円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	16,582 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	44 千円
支給実績（21年度決算）	24,381 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	64 千円

⑥ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶養手当	扶養親族一人につき月額6,500円から13,000円	同じ	—	45,177 千円	235,299 円
住居手当	持ち家、借家などの区分により月額1,800円から27,500円	異なる	支給額	22,218 千円	122,077 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高55,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額4,100円から22,700円	異なる	支給額	30,343 千円	98,198 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり給料月額の8%から12%	異なる	支給率	72,521 千円	436,875 円
休日勤務手当	休日勤務1時間につき、1時間当たり単価の135%	異なる	支給額の算出方法	4,976 千円	103,667 円
特勤勤務手当	条例に規定された勤務地で勤務した場合、1月当たり給料月額の8%から20%	異なる	支給率	2,487 千円	414,429 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,400円	異なる	支給額	914 千円	36,568 円
管理職特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり4,000円	異なる	支給額	256 千円	23,272 円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区分	給料	月額	額	等
給料	市長	837,000 円	990,000 円 / 500,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副市長	702,150 円		
報酬	議長	520,000 円	690,000 円 / 359,000 円	
	副議長	460,000 円	620,000 円 / 295,000 円	
	議員	420,000 円	560,000 円 / 273,000 円	
期末手当	市長	3.42	(3.8)	
	副市長	3.534	月分 (3.8) 月分	
	議長	3.5	(3.5)	
	副議長	3.5	月分 (3.5) 月分	
退職手当	市長	930,000円 × 在職月数 × 45/100	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	755,000円 × 在職月数 × 30/100	20,088,000 円	任期毎
	備考	市長・副市長各5%の減額措置を行っている。	10,872,000 円	任期毎

- (注) 1 給料・報酬及び期末手当の()内は、減額措置を行う前のものである。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 水道事業

a. 職員給与費の状況

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 21年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
22年度	千円	千円	千円	%	%
	1,183,589	80,978	173,277	14.6	15.4

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	16	68,244	31,107	23,195	99,351	6,209

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特に無し

b. 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岡山市	43.2 歳	356,593 円	532,173 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 基本給には、扶養手当を含む。

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c. 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道会計	一般会計
1人当たり平均支給額(22年度) 1,450 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,387 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

水道会計			一般会計		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%加算)	
(退職時特別昇給	制度なし)	(退職時特別昇給	制度なし)
1人当たり平均支給額	0 千円	3,660 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	25,338 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
岡山市	3 %	0 人	3 %
大阪市	15 %	0 人	15 %
東京都のうち特別区	18 %	0 人	18 %

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		122 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		15,250 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		50.0 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	業務従事職員	交通遮断しない道路上、海上、山上において、工事の指導、監督、検査又は市有物件等の境界立会若しくは現場作業に従事	日額150円
呼出待機手当	業務従事職員	週休日又は休日に緊急呼出しに応じるため自宅待機	1回1,000円
庁外収納手当	業務従事職員	庁外において、水道料金その他徴収金の収納事務に従事した職員	日額200円
応急復旧作業従事手当	業務従事職員	風水害等非常災害時に応急復旧作業に直接従事	1時間400円
非常時配備手当	業務従事職員	洪水又は災害等の非常時に注意、警戒及び非常災害体制の要員として勤務時間外に非常配置	1回1500円
用地交渉手当	業務従事職員	庁外において、勤務時間外に1時間以上公共用地等の取得若しくは補償のため、当該権利者と直接面接して折衝事務に従事	日額1000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	1,253 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	157 千円
支給実績（21年度決算）	659 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	131 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族一人につき月額6,500円から13,000円	同じ	—	3,498 千円	318,000 円
住居手当	持ち家、借家などの区分により月額1,800円から27,500円	同じ	—	943 千円	94,343 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高55,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額4,100円から22,700円	同じ	—	1,326 千円	120,583 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり給料月額の8%から12%	同じ	—	3,717 千円	464,663 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,400円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり4,000円	同じ	—	20 千円	6,667 円

② 病院事業

a. 職員給与と費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与と費 B	総費用に占める 職員給与と費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める職員給与と費比率
22年度	千円 2,162,844	千円 33,036	千円 1,144,348	% 52.9	% 55.5

区分	職員数 A	給与と費				一人当たり 給与と費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 137	千円 529,976	千円 130,089	千円 179,648	千円 839,713	千円 6,129

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

○ 給料及び期末手当、退職手当の減額 …… 病院事業管理者5%

b. 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	49.0 歳	575,775 円	1,181,852 円
団体平均	43.8 歳	570,112 円	1,376,318 円

看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	41.7 歳	309,156 円	454,507 円
団体平均	37.9 歳	287,568 円	453,757 円

事務職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠岡市	44.9 歳	362,543 円	573,197 円
団体平均	43.8 歳	342,657 円	518,520 円

（注）基本給には、扶養手当を含む。

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c. 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 会 計		一 般 会 計	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,299 千円		1,387 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

病 院 会 計			一 般 会 計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%加算)	
(退職時特別昇給	制度なし)		(退職時特別昇給	制度なし)	
1人当たり平均支給額	733 千円	17,617 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	25,338 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
岡山市	3 %	0 人	3 %	
大阪市	15 %	0 人	15 %	
東京都のうち特別区	18 %	0 人	18 %	

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)				54,910 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				473,354 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				84.7 %
手当の種類(手当数)				5
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務		左記職員に対する支給単価
医療手当	医師	市民病院及び真鍋島診療所で医療に従事		月額 給料月額額の40%以内
病院職員手当	放射線技師、臨床検査技師及び衛生検査技師	市民病院で診療又は危険物の取扱いに従事		1回300円
夜間看護手当	病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事	2時間以上	1回3000円
			2時間未満	1回2000円
救急手当	医師	救急のため勤務時間外に勤務	4時間超	1回20000円
			2時間超4時間以内	1回10000円
			2時間以内	1回5000円
	その他職員	救急のため勤務時間外に勤務		1回1000円
感染症防疫従事手当	業務従事職員	感染症患者又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件に接触し防疫に従事		1回500円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (2 2 年 度 決 算)	9,880 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	109 千円
支 給 実 績 (2 1 年 度 決 算)	12,260 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	88 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族一人につき月額6,500円から13,000円	同じ	—	7,367 千円	199,095 円
住居手当	持ち家、借家などの区分により月額1,800円から27,500円	同じ	—	8,196 千円	151,769 円
通勤手当	交通機関の利用者は運賃を基礎として月額最高55,000円まで、自動車などの使用者は距離区分により月額4,100円から22,700円	同じ	—	10,827 千円	90,222 円
管理職手当	役職に応じて1月当たり給料月額の8%から12%	同じ	—	17,184 千円	490,975 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,400円	同じ	—	17,964 千円	399,207 円
管理職特別勤務手当	管理職が週休日及び休日に勤務した場合、1回当たり4,000円	同じ	—	114 千円	57,000 円

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成23年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

※部署により異なります。

(2) 休暇の状況（平成23年4月1日現在）

年次休暇	暦年で20日を付与
病欠休暇	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間
特別休暇	忌引休暇、結婚休暇、看護育成休暇、産前・産後休暇、子の出生休暇など
介護休暇 (無給)	配偶者・父母・子等で負傷・疾病等により2週間以上の期間にわたり介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

4. 職員の分限及び懲戒処分について

(1) 分限処分の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	5	0	5
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
その他条例で定める場合	0	0	0	0	0
計	0	0	5	0	5

(2) 懲戒処分の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

事 由	戒告	減給	停職	免職	計
法令等違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反・怠慢	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

5. 職員のサービスの状況

職員の服務規律については、次のような根本基準及び義務が法律上規定されております。

根本基準	すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
------	--

職員の義務	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則、規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
	信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
	秘密を守る義務	職務上知り得た秘密をもらしてはならない。退職後も同様である。
	職務に専念する義務	勤務時間及び職務遂行上の注意力のすべてを職務遂行のために用いなければならない。
	政治的行為の制限	政党その他政治的団体の結成に関与したりこれらの団体の役員になったりするなどの政治的行為をしてはならない。
	争議行為等の禁止	争議行為をしたり、企てたり、そそのかしたりしてはならない。
	営利企業等の従事制限	営利企業等への従事は制限されており、許可を受けなければ従事することはできない。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の体系

自己啓発研修	職員の自己啓発に対し、必要な支援を行うもの	資格取得助成・通信教育助成	
職場研修	管理監督者が職場で仕事を通じ部下職員を指導・育成するもの	個別指導・集団指導	
職場外研修	階層別、専門実務知識、能力別に行う研修	一般研修	新規採用職員研修、初級・上級職員研修など
		専門研修	人権研修、実務研修、体験研修など
		派遣研修	自治大学校、市町村職員中央研修所など

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については、職員の職務について統一的で客観的な評価を行い、公正な人事を確立するとともに、職員の能力の向上を目的としています。

対象者	すべての常勤の職員（市民病院専門職員・幼稚園教諭を除く）
評価期間	前年の11月1日から当年の10月末日まで
評価項目	業績、能力及び態度の3つの評価要素から構成
評価方法	絶対評価で評価を行い、評価基準に照らして個人の業績や能力を分析的かつ多面的に評価

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に健康診断・短期人間ドック・生活習慣病検診を実施しています。また、職員のメンタルヘルス対策として、専門医によるストレス相談を実施しています。

区 分	受診件数(平成22年度)
定期健康診断	113 件
新規採用時健康診断	16 件
VDT作業健康診断	39 件
短期人間ドック	377 件
生活習慣病検診	182 件

(2) 公務災害の発生状況

区 分	発生件数(平成22年度)
公務災害	1 件
通勤災害	1 件

(3) 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、任命権者から独立した地位を有する機関であり、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとったり、職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をするなどしています。

平成22年度は、公平委員会への不服申立ての事案はありませんでした。